

経 済 産 業 省

20231214貿局第1号
輸出注意事項2023第27号
経済産業省貿易経済協力局

「包括輸出承認取扱要領」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年12月20日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「包括輸出承認取扱要領」等の一部改正について

「包括輸出承認取扱要領」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和5年12月27日から施行する。

附 則
(経過措置)

- 1 この通達の施行前に改正前の「包括輸出承認取扱要領」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の規定により承認を受けた一般包括輸出承認は、この通達の施行日から当該承認の有効期限までに限り、なお従前の例により取り扱うものとし、適用範囲については、この通達の施行日以後は、この通達の（別紙1）の2（3）によるものとする。
- 2 この通達の施行前に改正前の「委託加工貿易契約包括承認取扱要領」（平成26年4月24日付け輸出注意事項26第17号）の規定により承認を受けた委託加工貿易契約包括輸出承認は、この通達の施行日から当該承認の有効期限までに限り、

なお従前の例により取り扱うものとし、適用範囲については、この通達の施行日以後は、この通達の（別紙２）の３によるものとする。

「包括輸出承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括輸出承認取扱要領（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）

改 正 後	現 行														
1 (略) 2 一般包括輸出承認 (1)・(2) (略) (3) 一般包括輸出承認の範囲 一般包括輸出承認の範囲は、<u>次の①～④のいずれにも該当する輸出とする。</u> ①～③ (略) ④ <u>次のイ、ロ及びハのいずれにも該当しないもの</u> <u>イ ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和4年経済産業省告示第45号）に限る。）を仕向地とするもの</u> <u>ロ ベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和5年経済産業省告示第162号第一号）との直接又は間接の取引によるもの</u> <u>ハ 輸出令別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和5年経済産業省告示第162号第三号）との直接又は間接の取引による（輸出令別表第二の三に掲げる貨物の輸出に限る。）もの</u> (4)～(9) (略) 3・4 (略) 別紙1 (略) 別紙2 表1 一般包括輸出承認の条件 <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般包括輸出承認の条件</th><th>承認条件の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。 ①～③ (略) (削除)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用	(1)～(4) (略)	(略)	(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。 ①～③ (略) (削除)	(略)	(削除)		1 (略) 2 一般包括輸出承認 (1)・(2) (略) (3) 一般包括輸出承認の範囲 一般包括輸出承認の範囲は、<u>次のいずれにも該当する輸出とする。</u> ①～③ (略) (新設) (4)～(9) (略) 3・4 (略) 別紙1 (略) 別紙2 表1 一般包括輸出承認の条件 <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般包括輸出承認の条件</th><th>承認条件の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。 ①～③ (略) ④ <u>ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和4年経済産業省告示第45号）に限る。）を仕向地とする場合</u> ⑤ <u>ベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣</u></td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用	(1)～(4) (略)	(略)	(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。 ①～③ (略) ④ <u>ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和4年経済産業省告示第45号）に限る。）を仕向地とする場合</u> ⑤ <u>ベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣</u>	(略)
一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用														
(1)～(4) (略)	(略)														
(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。 ①～③ (略) (削除)	(略)														
(削除)															
一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用														
(1)～(4) (略)	(略)														
(5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。 ①～③ (略) ④ <u>ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和4年経済産業省告示第45号）に限る。）を仕向地とする場合</u> ⑤ <u>ベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣</u>	(略)														

(6)・(7) (略)		<u>が告示で指定する者（令和4年経済産業省告示第46号）との直接又は間接の取引による場合</u> (6)・(7) (略)	
(以下略)		(以下略)	

「委託加工貿易契約包括承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○委託加工貿易契約包括承認取扱要領（平成26年4月24日付け輸出注意事項26第17号）

改 正 後	現 行
(略) 3 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲は、輸出令第2条第1項第二号に規定する委託加工貿易契約による貨物の輸出とする。ただし、 <u>北朝鮮、ベラルーシ、ロシア又は輸出令別表第2の4に掲げる地域</u> を仕向地として輸出する貨物並びに輸出する貨物が輸出令別表第二の36、37及び43の項の中欄に掲げる貨物の場合は除く。 (略)	(略) 3 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲は、輸出令第2条第1項第二号に規定する委託加工貿易契約による貨物の輸出とする。ただし、 <u>北朝鮮</u> を仕向地として輸出する貨物並びに輸出する貨物が輸出令別表第二の36、37及び43の項の中欄に掲げる貨物の場合は除く。 (略)